



平成28年9月20日
運輸審議会審理室

春秋航空日本株式会社からの混雑空港^注（関西国際空港）運航許可申請事案に関する答申について

平成28年8月25日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、許可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

事案の種類	申請者	事案の内容	運輸審議会答申
混雑空港運航許可	春秋航空日本株式会社	申請混雑空港 関西国際空港	許可することが適当である

(注) 航空法第107条の3第1項による混雑空港のことで、現在、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港が指定されています。混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならないとされています。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、(直通) 03-5253-8810

(FAX) 03-5253-1676

[混雑空港運航許可に関する問合せ先]

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 稲福、久保

(代表) 03-5253-8111 (内線 48523、48524)、

(直通) 03-5253-8705、(FAX) 03-5253-1656